

令和8年度

# 高松市監査実施計画

令和8年3月

高松市監査委員

## 1 実施方針

監査等の実施方針は、次のとおりとする。

### (1) 経済性、効率性、有効性の視点を踏まえた監査

本市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに行政事務の執行が、法令等に基づき適正に行われているか、また、経済性、効率性、有効性の視点から監査を実施し、本市の施策の推進や事務改善に繋げる。

さらに、本市を取り巻く社会経済情勢や過去の監査結果の指摘事項等の傾向から、発生頻度、リスクが発生した場合の影響等も考慮した上で、よりリスクの高い事業に重点をおいて監査を実施する。

### (2) 市民の視点に立った監査

本市の行財政運営に対する市民の関心に応えるため、市民の視点に立った監査を実施するものとする。

また、行財政運営の透明性を図るため、監査の結果及び監査の結果に対する措置通知等の公表並びに監査に関する情報を、ホームページ等により、市民に分かりやすく情報発信する。

### (3) 監査の実効性の確保

監査結果に対する措置状況及び措置通知の予定時期などを把握するとともに、毎月、フォローアップウィークを設定し、改善措置についての個別相談等を行うことにより、監査の実効性の確保を図る。

また、監査結果等を、監査対象局のほか事務処理手順等を所管する局に通知するなど、全部署に浸透するように取り組む。

## 2 令和8年度の重点取組事項

### (1) 郵便切手類の管理等について

高松市物品会計規則の規定では、郵便切手類は特に厳重に保管しなければならないとされており、受払票により整理するとともに、受払月報を作成し、会計管理者に提出しなければならないとされている。

また、郵便切手類は換金性が高く、現金と同様の管理が必要であるが、令和7年度定期監査等において、一部で不適切な事務処理や管理状況が見受けられた。

そこで、郵便切手類の保管及び在庫管理、受払の事務などが適正に行われているのかという観点から、8年度も引き続き、監査を実施する。

### (2) 発注簿等による財務処理の執行について

発注簿等による財務処理については、発注簿等財務処理要領において、必要な事項が規定されており、各所属は、これが事実上の支出負担行為であることを認識し、関係法令、規則等を正しく理解した上で、適正な事務処理を行わなければならない。

また、公平性及び競争性の確保を意識し、特定の業者に発注が集中しないよう、業者の選定に留意する必要がある。

そこで、発注簿等による財務処理が、同要領等に基づき適正に行われているのかという観点から、監査を実施する。

### 3 監査等の種類、実施時期、監査対象等

地方自治法（以下「法」という。）、高松市監査基準等の規定に基づき、次の監査、検査、審査を実施する。

#### (1) 定期監査及び行政監査（法第199条第2項及び第4項）

##### ア 着眼点

本市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正に行われているかどうか、また、最少の経費で最大の効果を挙げているかを主眼として定期監査を実施する。

また、必要に応じて、行政事務の執行についても併せて監査（行政監査）を実施する。

##### イ 実施時期、監査対象等

2年で全局を一巡するよう実施する。

（令和8年度は、政策局、総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、出納室、病院局を実施する。）

実施時期	監査対象局名	監査対象事項	議会・市長等への報告及び公表時期
令和8年 4月～6月	政策局 総務局 財政局 環境局	・財務に関する事務の執行 ・行政事務の執行 (令和7年度執行分)	令和8年6月
令和8年 8月～11月	市民局	・財務に関する事務の執行 ・行政事務の執行 (令和7年度・8年度執行分)	令和8年11月
	病院局	・経営に係る事業の管理 ・行政事務の執行 (令和7年度・8年度執行分)	
令和8年11月 ～令和9年2月	健康福祉局 出納室	・財務に関する事務の執行 ・行政事務の執行 (令和7年度・8年度執行分)	令和9年2月

#### (2) 随時監査（法第199条第5項）

必要に応じて、監査（工事等）を実施する。

#### (3) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

##### ア 着眼点

本市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体を対象に、当該財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、所管課が当該団体に対して、適正な指導を行っているかを主眼として監査を実施する。

##### イ 監査対象

補助金等交付団体、出資団体及び指定管理者を対象とする。

(4) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

ア 着眼点

毎月の現金の在高及び出納の計数の正確性を確認するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として検査する。

イ 実施方法

前月分を、原則、毎月27日に実施し、翌月に、議会及び市長へ報告する。

(5) 決算審査（法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

ア 着眼点

前年度の決算及び証書類その他関係書類の計数の正確性を確認するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査する。

イ 実施時期、審査対象等

実施時期	審査対象	審査対象事項	市長への意見提出時期
令和8年 6月～8月	公営企業会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算その他関係書類の計数の正確性</li> <li>・予算の執行状況</li> <li>・事業の経営状況</li> </ul>	令和8年8月
	一般会計 特別会計		

(6) 健全化判断比率審査、資金不足比率審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

ア 着眼点

前年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているか、また、算定の基礎となる書類が適正に作成されているかを主眼として審査する。

イ 実施時期、審査対象等

実施時期	審査対象	審査対象事項	市長への意見提出時期
令和8年 7月～8月	一般会計 特別会計 公営企業会計 広域連合 地方公社	決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性	令和8年8月
	公営企業会計	決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性	

## 【 留 意 事 項 】

- ・ 監査委員が必要と認めたときは、追加で資料の提出や作成を求められることがある。また、実地監査の際に、関係職員の同行を求めることとする。
- ・ 本計画で示している監査は、対象事務を所管する局に対して行うが、必要に応じて、当該事務に関連する局や事務処理手順等を所管する局に対しても行う。

## 4 監査等の実施体制

監査委員4名で監査等を実施し、事務局職員が監査委員の命を受け補助するものとする。

## 5 監査の結果報告、公表等（法第199条第9項及び第10項）

監査の結果は、報告書を取りまとめ、議会、市長及び関係執行機関へ提出するとともに、本市ホームページに掲載する。

## 6 措置通知の公表（法第199条第14項）

監査委員が実施した監査結果に基づく措置通知については、監査結果を公表した日から起算して原則1年を経過した日の属する月の末日までを目途に行うよう求めるとともに、毎月末ごとに、当該通知の内容を公表する。

## 7 包括外部監査に伴う事務（法第252条の27～38）

監査委員は、包括外部監査人の求めに応じ、監査委員の監査の業務に支障のない範囲内において、事務局職員に必要な協力を行わせるほか、当該監査の結果に関する報告書の提出があったときは公表する。

また、市長等から当該監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったときは、毎月末ごとに、当該通知の内容を公表する。

## 8 請求等に基づき実施する監査（主なもの）

### （1）住民監査請求に基づく監査（法第242条）

ア 住民が、市長等又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があったとして、当該行為の是正や本市が被った損害の補填を求める等の請求に対する監査を行う。

イ 請求があった日から60日以内に、その結果を請求人に通知するとともに公表する。

ウ 請求に理由があると認めた場合、市長等又は職員に対し期間を明示して必要な措置を講ずべきことを勧告する。

- (2) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条）
- (3) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項）
- (4) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項）



編集・発行 高松市監査委員事務局監査課

〒760 - 8571 高松市番町一丁目 8 番 15 号

Tel : 087 - 839 - 2652

Mail : [kansa@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kansa@city.takamatsu.lg.jp)

HP : [https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/  
kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/  
kansa.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/kansa.html)

